

令和4年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、期限内に申告してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために皆様のご協力をお願いします

- ・発熱・倦怠感・咳・鼻水など風邪の症状がある場合は来庁をお控えください。
- ・当日37.5度以上の発熱がある場合や検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した場合は申告ができません。
- ・会場ではマスクを常時着用し、手指の消毒・除菌をお願いします。
- ・密集を避けるため、受付人数を制限します。(午前50名・午後50名)
- ・密閉を避けるため、申告会場のドア・窓を開放します。
- ・接触時間を短くするため、以下の必要書類がそろっていない場合は当日の申告受付ができません。

申告に必要なもの

- ①前年中の収入を証明する書類（源泉徴収票・給与明細書・収支内訳書等、障害年金や遺族年金受給者は受給がわかるもの。※ただし給与から天引きされている社会保険料や源泉所得税は源泉徴収票がないと認められません。）
- ②生活保護を受けている方は「被保護証明書」
- ③営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収入や経費の確認ができる全ての書類（固定資産税納税通知書・領収書等）
- ④社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書・控除証明書等
- ⑤障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等（障害者控除を適用する場合）
- ⑥A医療費控除の明細書・Bセルフメディケーション税制の明細書と健康診査等の受診を証明できる書類（A・Bどちらか選択）※医療費についての詳細は、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。
- ⑦申告者名義の預金通帳や口座の確認ができるもの（所得税の還付に必要です）
- ⑧税務署から確定申告のお知らせが届いている方はそのハガキ・書類
- ⑨マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと顔写真付きの身分証明書

申告が必要な方

※税務署やe-TAXで確定申告する方は役場で申告の必要はありません

- ①職場で年末調整をしていない、または2か所以上の事業所から給与があり合算して年末調整をしていない
- ②収入が公的年金や給与のみだが、控除の追加や変更がある
- ③事業収入や不動産収入がある
- ④2つ以上の収入がある（事業と給与、年金と不動産、事業と給与と不動産など）
- ⑤収入がなく誰の扶養にも入っていない

事前に明細書・収支内訳書を作成してください

医療費控除の明細書や、営業・農業・漁業・不動産所得等の収支内訳書が作成されていない場合は、作成後の受付になりますのでご了承ください。

期間後の申告受付を停止します

申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合をのぞき、下記の期間は申告受付を停止します。期間内申告にご理解・ご協力をお願いします。

申告受付停止期間：3月16日（木）～5月31日（水）

確定申告はスマホ・パソコンでできます！

確定申告はご自宅のパソコンやスマートフォンからネットでできます。国税庁ホームページ「令和4年分 確定申告特集」に詳しく掲載されています。

感染リスク軽減のために、e-TAXをぜひご利用ください。



令和4年分確定申告

申告期間

申告期間 (土日祝日を除く)	申告内容
2/7 (火) ~ 2/15 (水)	学生 収入がない方 収入が年金・給与のみ (午前50名・午後50名)
2/16 (木) ~ 3/15 (水)	全員 (午前50名・午後50名)

※土日祝日は除きます。
申告期間内であれば、いつご来庁いただいても大丈夫です。
最後の1週間は申告する方が集中し、大変混雑します。2月下旬から3月上旬は例年比較的空いていますので、この時期での申告をお願いします。

申告受付時間

午前 8:10 ~ 10:30
(整理券配布は8:10から50名に達するまで)
午後 13:00 ~ 15:00
(整理券配布は13:00から50名に達するまで)
※整理券は、午前・午後それぞれ50枚です。
※受付時間内でも受付人数が50名に達した時点で配布を終了します。

申告会場

町民交流センター会議室（役場庁舎内）

お問い合わせ

西原町役場 総務部 税務課 町民税係
電話：098-945-4729

期間が延長されました

国民健康保険・後期高齢者医療

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

- 支給対象者** 下記のすべての条件を満たす方
- 国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
 - 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかつた方
 - 勤務先から給与等の支払いを受けている方
- 支給対象日数** 労務に服することができなくなった日から起算して4日目を降就労ができない日数
- 支給額計算** 直近3か月間の給与収入等の合計額÷直近3か月間の就労日数×2/3×支給日数
- 適用期間** 令和2年1月1日から令和5年3月31日の間で労務に服することができない期間
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

【お問い合わせ】 健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免について

世帯の主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し、保険税が減免される場合があります。申請期限がありますので御注意ください。

●対象となる世帯

減免事由

1. 令和4年4月以降に主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
※新型コロナウイルス感染症の病状が重く、回復までに長期間要すると認められる場合
2. 主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の額が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる世帯
※会社都合等の理由により失業し、雇用保険を受給する65歳未満の方について、非自発的失業による国民健康保険税軽減が適用となる場合は、本減免の対象となりません。

●対象となる保険税 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期にかかる保険税

●申請期限 令和5年3月31日まで(※納期限が令和5年3月31日となる保険税については令和5年3月31日まで) 申請方法や減免割合など詳細については、ホームページでご確認、または下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 健康保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163

65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ

所得税や住民税の控除の対象になる可能性があります！

認定・証明書種類	説明	対象者
障害者控除	障害者手帳の交付を受けていなくても、要介護認定を受けている65歳以上の方は、所得税法上の障がい者に該当する場合があります。所得税法上の障がい者に該当する方には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。当該認定書を添えて確定申告することで、一定の金額の控除を受けることができます。※交付手数料はかかりません。	下記をすべて満たす方 ①65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている ②障害者手帳の交付を受けていない ③介護保険の認定調査票、主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準である
おむつ代医療費控除	確定申告でおむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けている方で要件を満たす場合は、町の交付する確認書に代えることができます。※交付手数料として1枚300円がかかります。	下記をすべて満たす方 ①おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降 ②要介護認定を受けている ③介護保険の主治医意見書で日常生活自立度の判定が一定基準であり、尿失禁の発生の可能性がありとなっている

上記の認定書及び確認書の交付については申請が必要となります。詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉課 介護支援係 ☎098-945-4791